ハ	コンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）の適用を受けるもの（ニに掲げるものを除く。）	同規則第五条第一項第十七号に定めるところにより行う水圧試験又は同規則第五十四条の規定に基づき経済産業大臣が認めたところにより行う水圧試験
ニ	高圧ガス保安法第五十六条の三第一項に定める特定設備に当たるもの	特定設備検査規則（昭和五十一年通商産業省令第四号）第三十四条に定めるところにより行う水圧試験又は同規則第五十一条の規定に基づき経済産業大臣が認可したところにより行う水圧試験
二	労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）別表第二第二号又は労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第十二条第一項第二号に掲げる機械等である圧力タンク	圧力容器構造規格（平成十五年厚生労働省告示第百九十六号）第六十三条第一項に定めるところにより行う水圧試験
三	労働安全衛生法別表第二第四号に掲げる機械等である圧力タンク	小型ボイラー及び小型圧力容器構造規格（昭和五十年労働省告示第八十四号）第三十八条に定めるところにより行う水圧試験

（ポンプ設備において適当な傾斜及び貯留設備並びに油分離装置を設けなくてもよい場合）

第二十一条の三の三　令第十一条第一項第十号のニルの総務省令で定める場合は、前条の措置（同条に規定する第十三条の二の二第二号に掲げる措置に限る。）を講じることにより、漏れた危険物をとどめることができる場合とする。

（給油取扱所の建築物）

第二十五条の四　令第十七条第一項第十六号（同条第二項においてその例による場合を含む。）の総務省令で定める用途は、次のとおりとする。

［一～五　略］

六　消防法施行令別表第一(一)項、(三)項、(四)項、(六)項、(七)項から(十三)項イまで、(十四)項及び(十五)項に掲げる防火対象物の用途（前各号に掲げるものを除く。）

［2～5　略］

（避雷設備）

第二十八条の四十二　移送取扱所（危険物を移送する配管等の部分を除く。）には、第十三条の二の四に定める避雷設備を設けなければならない。ただし、周囲の状況によつて安全上支障がない場合においては、この限りでない。

（特例を定めることができる一般取扱所）

第二十八条の五十四　令第十九条第二項の総務省令で定める一般取扱所は、次の各号に掲げる一般取扱所の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

［一～五　略］

五の二	令第十九条第二項第五号の二に掲げる一般取扱所	以下のイからハまでに掲げる一般取扱所（建築物に存するもの（建築物の一部に存するものを除く。）にあつては、当該建築物に設備等技術基準の例により、建築物の一部に存するものにあつては、当該建築物の一般取

［新設］

二	労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）別表第二第二号又は労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第十二条第一項第二号に掲げる機械等である圧力タンク	設計圧力の一・五倍の圧力に温度補正係数（水圧試験を行うときの温度における当該圧力タンクの材料の許容引張応力を使用温度における当該圧力タンクの材料の許容引張応力で除して得た値のうち最小の値）を乗じた圧力で行う水圧試験
三	労働安全衛生法別表第二第四号に掲げる機械等である圧力タンク	イ　設計圧力が〇・一メガパスカル以下のもの　〇・二メガパスカルの圧力で行う水圧試験 ロ　設計圧力が〇・一メガパスカルを超え〇・四二メガパスカル以下のもの　設計圧力の二倍の圧力で行う水圧試験 ハ　設計圧力が〇・四二メガパスカルを超えるもの　設計圧力の一・三倍に〇・三メガパスカルを加えた圧力で行う水圧試験

［新設］

（給油取扱所の建築物）

第二十五条の四　［同上］

［一～五　同上］

六　消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）別表第一(一)項、(三)項、(四)項、(六)項、(七)項から(十三)項イまで、(十四)項及び(十五)項に掲げる防火対象物の用途（前各号に掲げるものを除く。）

［2～5　同上］

（避雷設備）

第二十八条の四十二　移送取扱所（危険物を移送する配管等の部分を除く。）には、第十三条の二の三に定める避雷設備を設けなければならない。ただし、周囲の状況によつて安全上支障がない場合においては、この限りでない。

（特例を定めることができる一般取扱所）

第二十八条の五十四　令第十九条第二項の総務省令で定める一般取扱所は、次の各号に掲げる一般取扱所の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

［一～五　同上］

［新設］